

中城村立幼稚園の預かり保育について

1. 預かり保育実施期間および定員数

保育期間	当該年度の4月1日～3月28日まで
保育時間	平日:12時15分から午後6時30分まで 土曜日:8時15分から12時15分まで(昼食なし) 夏休み期間等:8時15分から18時30分まで ※土曜日は平日の預かり保育に在籍のある方のみが対象となります。 土曜日のみの利用は出来ません。
休園日	日曜日、祝祭日および6月23日(慰霊の日)、12月29日から1月3日、 その他園長の指定した日
定員数	各園90名以内

2. 保育料等

(月額)

保育料	教材費・おやつ代※1	合計額
保護者の所得に応じた負担となります。 (下表参照)	2,000 円	保育料+1,500 円

※1 行事が多い等の理由で増額されることもあります。。

3. 預かり保育料

(月額)

階層区分	推定年収	保育料(平日のみ)	保育料(月～土曜日)
①生活保護世帯	-	0 円	0 円
②村民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	～270 万円	3,300 円 (0 円)	4,000 円 (0 円)
③村民税所得割課税額 77,100 円以下世帯 (ひとり親世帯等)	～360 万円	5,500 円 (5,000 円)	6,600 円 (6,000 円)
④村民税所得割課税額 211,200 円以下世帯	～680 万円	6,500 円	7,800 円
⑤村民税所得割課税額 211,201 円以上世帯	680 万円～	8,000 円	9,600 円

※1 春休み(4/1～4/7・3/24～3/28)・夏休み期間中及び毎週木曜日は給食がないため弁当持参となります。

※2 土曜日の昼食はありません。12 時 15 分降園となります。

4. 注意事項

- (1)預かり保育が終了する 18 時 30 分までに、保護者の方が迎えにきてください。やむをえず保護者がお迎えできない場合は責任が持てる大人に迎えを依頼し、幼稚園に「誰が、何時頃迎えに行きます」と連絡してください。
- (2)預かり保育の必要がなくなった保護者は、預かり保育を中止する 7 日前までに預かり保育利用中止届(辞退届)を村教育委員会へ提出してください。(中止届を提出しなかった場合は欠席とみなし、預かり保育料を徴収する場合があります。)
- (3)夏休み期間中の預かり保育を希望しない場合は、8 月分のみ預かり保育料を免除とします。(但し、7 月 25 日までに「預かり保育の一時中止届」の提出が必要となります。)
- (4)保護者が下記に該当した場合は、預かり保育を中止する場合があります。
 - ①預かり保育料を 1 ヶ月以上滞納し、督促しても納めなかった場合。
 - ②預かり保育の円滑な実施を妨げる恐れがあると園長が認めた場合。

*ご不明な点がございましたら中城村教育委員会教育総務課(☎ 895-3276)までお問い合わせください。